

玉名市 3D 都市モデルを活用した災害リスク可視化業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「玉名市 3D 都市モデルを活用した災害リスク可視化業務委託」(以下「本業務」という。)を行う事業者について公募型プロポーザル方式により、適正かつ公正な方法で委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、玉名市に起こりうる河川決壊による洪水を想定し、迫りくる災害の状況を氾濫シミュレーションにより再現し、防災計画や避難経路の策定等を行う目的で、3次元リアルタイム・バーチャルリアリティソフトにて玉名市周辺の都市データ3D 都市モデル直接入力、玉名市のデジタルツインを構築し、破堤想定 2 か所における氾濫シミュレーションを実施するものである。

本業務にあたり、街づくりや防災における豊富な知識や経験、分析力・技術力等の支援が必要であるため、これらを兼ね備えた者を公募型プロポーザル方式により適正かつ公正に選定することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 業務名 玉名市 3D 都市モデルを活用した災害リスク可視化業務委託
- (2) 業務内容 別紙「玉名市 3D 都市モデルを活用した災害リスク可視化業務委託特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
- (4) 提案上限額 5,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※消費税及び地方消費税の税率は、10%として計算すること。

4 選定方法

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 契約方法 本業務に係る委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)によって選定された優先交渉権者(最優秀提案者)と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。なお、優先交渉権者(最優秀提案者)としての選定方法については、「12 提案の選定及び特定の方法」のとおりとする。
- (3) 交渉権 優先交渉権者(最優秀提案者)との協議が不調となったと判断した場合は、次順位者と委託契約締結に向けた交渉を行う。

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、本要領を遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定(一般競争入札参加者の欠格事由)に該当していないこと。
- (2) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) ISO / IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)を保有している者であること。
- (8) ISO9001(品質マネジメントシステム)を保有している者であること。
- (9) 参加表明者又は予定管理技術者は、下記に示される同種業務又は類似業務の実績を 1 件以上有していること。
同種業務:都市モデルに関する業務
類似業務:浸水氾濫解析に関する業務

6 実施スケジュール

内 容	日 程
質問提出期限	令和 4 年 5 月 20 日(金)
質問回答日	令和 4 年 5 月 27 日(金)
参加表明書提出期限	令和 4 年 6 月 3 日(金)
企画提案書等提出期限	令和 4 年 6 月 10 日(金)
プレゼンテーション及び質疑応答	令和 4 年 6 月 22 日(水)
選定結果通知	令和 4 年 6 月下旬
委託契約締結日	令和 4 年 7 月上旬

※ 本業務についての説明会は実施しません。

7 質問の提出及び回答

- (1) 質問の内容 本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び選定に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。
- (2) 提出期限 令和4年5月20日(金)17時(必着)
- (3) 提出方法 郵送又は電子メール
- (4) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (5) 回答方法 令和4年5月27日(金)17時までに市ホームページ上での回答を公表とする。
- (6) 様式 質問書(様式1)を使用すること

8 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和4年6月3日(金)17時(必着)
- (2) 提出方法 郵送(書留郵便に限る。)
- (3) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式2) 1部
 - ② 会社概要書(様式3) 1部
 - ③ 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱に関する誓約書(様式4) 1部
 - ④ 同種業務、類似業務受注実績(任意様式)7部(正本1部、副本6部、A4版両面刷、3ページ以内)
 - ア 官民を問わずこれまでに実施した代表的な事業がわかる資料
 - イ 過去3年間(令和元年度～令和3年度)における国、県及び地方自治体からの同種業務、類似業務がわかる資料
 - ⑤ 直近3年分の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)各1部
 - ⑥ 玉名市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあつては都税)の滞納がないことの証明書 1部
 - ⑦ 消費税及び地方消費税に関する証明書 1部

9 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限 令和4年6月10日(金)17時(必着)

(2) 提出方法 郵送(書留郵便に限る。)

(3) 提出先 玉名市建設部都市整備課

(4) 提出書類

① 企画提案書(任意様式にて(5)に掲げる構成に従い作成すること)7部(正本1部、副本6部)

② 業務見積書(任意様式にて消費税額、税抜、税込価格を併せて表記すること)7部(正本1部、副本6部)

③ 映像資料 DVD-R 1枚

ア 操作性がわかるもの

イ 川などの流れ、動きがわかるもの

ウ 街並み

(ア) プレゼンテーションにおいて再生することを想定した、提案者の浸水氾濫解析技術等を紹介するための災害3DCG映像とすること(本業務で予定される浸水氾濫解析技術と同等であれば、過去に自治体や企業等から受託し、制作した映像等を再編集したのもでも可)。

(イ) 各場面の尺はそれぞれ約20秒、計60秒以内とする。

(ウ) 各場面の右上に「ア操作性」、「イ川などの流れ、動き」、「ウ街並み」とテロップを入れること。

(エ) 動画ファイルはMPEG4形式とし、DVDプレイヤーやDVDドライブ付きのPC等で再生できるようファイナライズ済みのものとする。ケースは透明なプラスチックケース(個装できるもの)とする。

(5) 企画提案書の構成について

表紙、目次、本編で構成すること。A4版縦、横書き、両面印刷、左綴り、本編20ページ以内とすること。ただし、図表等で必要な場合のみ部分的にA4版横やA3版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。

① 表紙

題名に「玉名市3D都市モデルを活用した災害リスク可視化業務企画提案書」と記述すること。

② 目次

参照先のページ番号を記載すること。

③ 業務の全体計画

ア 業務の実施方針

イ 業務の実施体制(人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作

成すること。)

ウ 実施スケジュール

④ 業務内容に関する企画提案

以下の項目について、構成が確認できるよう、絵コンテを用いて具体的に示すこと

ア 浸水氾濫解析について

⑤ 今後の発展性及び職員での編集、更新等

ア 導入するソフトが浸水氾濫解析のみにとどまらず、次年度以降に応用が利くものとなっていること。

イ 専門性のない職員でも導入するソフトが容易なものとなっており、職員が編集、更新等ができるものであること。

ウ 仕様書の(ランニングコスト)第 23 条にあるように稼働後のランニングコストについても提案すること。

(6) プレゼンテーション及び質疑応答

① 開催日時 令和 4 年 6 月 22 日(水) 9 時 30 分から

② 開催方法

ア プレゼンテーションの時間は 20 分以内、内容に関する質疑応答の時間は 10 分程度とする。

イ プレゼンテーションの発表者は 3 名以内とする。

ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び映像資料のみとする。映像資料については、発表者の任意のタイミングで再生するものとし、映像資料の再生 PC、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。

エ プレゼンテーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、集合時間等を通知する。

オ 出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

カ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンラインでの開催となった場合は、提案者に事前通知をする。

10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション参加等に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提案書の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提案者に無断で本業務以外に使用しない。なお、選定及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

- (5) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (6) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、提案者の提案力や業務理解度などを判断するが、本公募型プロポーザルによる受注者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、事業者が提出する業務参考見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- (7) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

11 提案の選定及び特定の方法

(1) 選定委員会の構成

玉名市 3D 都市モデルを活用した災害リスク可視化業務委託事業者選定委員会要領において、選定委員会を設置する。選定委員会は、庁内の関係部課長等 6 人で組織する。

(2) 選定方法

優先交渉権者(最優秀提案者)の選定は選定委員会において、下記(4)で示す評価基準を基に審査を行うものとする。

(3) 特定の方法

選定委員会では、6名の委員がそれぞれ100点満点で評価し、6名の点数の合計点数(600点満点)が最も高い提案者を優先交渉権者(最優秀提案者)と特定する。

(4) 評価基準

評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目(評価対象)	配点
① 事業の理解度(企画提案書等)	10
② 実施方針及び実施体制(企画提案書)	10
③ コンテンツの構成(絵コンテ・企画提案書)	20
④ コンテンツの運用上の有用性(絵コンテ・企画提案書)	20
⑤ 浸水氾濫解析技術(映像資料)	20
⑥ 今後の発展性及び職員での編集、更新等(企画提案書等)	10
⑦ 見積額(業務見積書)	10
合計点	100

- (5) 同一点数により1者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「③コンテンツの構成」、「④コンテンツの運用上の有用性」、「⑤浸水氾濫解析技術」及び「⑥今後の発展及びエコシステムの構築」の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者(最優秀提案者)として特定する。
- (6) 業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、選定委員全員の評価が合計点満点のうち6割以上とし、これに満たない提案者は優先交渉権者(最優秀提案者)として特定しない。

- (7) 企画提案書を提出した事業者が5事業者を超える場合は、企画提案書を基に書類審査を実施し、評価基準の評価項目「①事業の理解度」、「②実施方針及び実施体制」、「③コンテンツの構成」、「④コンテンツの運用上の有用性」及び「⑥今後の発展性及び職員での編集、更新等」の合計点数が高い上位5事業者をプレゼンテーション審査対象事業者として選定する。なお、書類審査の結果については、企画提案書等の提出があった全ての事業者に電子メールと郵送にて通知する。また、プレゼンテーション審査対象事業者には、プレゼンテーション審査の実施日時・実施場所を通知する。

12 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が、次に掲げる事項に該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部記載されておらず評価することができないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

13 失格となる提案者

提案者が、次に掲げる事項に該当する場合は失格となる場合がある。

- (1) 本実施要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) プレゼンテーション時に管理技術者が欠席した場合
- (3) プレゼンテーション時に追加資料等を提出した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不適格と認めた場合

14 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉権者(最優秀提案者)に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記(1)及び(2)により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (5) 契約に用いる約款は、玉名市公共工事関係業務委託契約約款を使用する。

- (6) 参加者が1社のみの場合でもプレゼンテーションを行い、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」(選定委員全員のそれぞれの評価が合計点満点のうち6割以上あること)を満たせば、当該者と契約交渉を行う。

15 その他

- (1) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、市に帰属するものとする。
- (2) 本要領に示した書類のほか、選定委員会が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 本プロポーザルの結果等に関する異議申立ては認めない。
- (4) この実施要領に定めのない事項については、選定委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令等、関係法令等の定めるところによる。

16 問い合わせ先

玉名市役所建設部都市整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL(直通) 0968-75-1122

Fax 0968-75-1221

メールアドレス toshi@city.tamana.lg.jp